

第四篇 実用新案

第1章 形式審査

2020年8月1日施行

1. はじめに	2
2. 実用新案の定義	2
3. 形式審査の要件	3
3.1 物品の形状、構造又は組合せ	3
3.1.1 物品	3
3.1.2 形状、構造又は組合せ	4
3.1.2.1 形状	4
3.1.2.2 構造	4
3.1.2.3 組合せ	5
3.1.3 事例説明	5
3.2 公序良俗に反する場合	9
3.3 明細書、専利出願の範囲、要約及び図面の開示方法	9
3.3.1 明細書	10
3.3.2 権利請求の範囲	10
3.3.2.1 引用形式請求項の態様	12
3.3.2.2 請求項の記載形式が規定に合っていない態様	13
3.3.3 要約	15
3.3.4 図面	16
3.4 単一性	17
3.5 明細書、権利請求の範囲又は図面に必要事項を開示していない、又はその開示が明らかに不明瞭である。	18
4.明細書、権利請求の範囲又は図面の補正	19
5. 誤訳の訂正	23
6. 職権による補正	24

第1章 形式審査

2020年8月1日施行

1. はじめに

いわゆる「形式審査」とは、実用新案登録出願に対する審査を指し、明細書、権利請求の範囲、要約及び図面により形式要件に符合するか否かを判断し、多くの時間をかけて先行技術調査を行うものではなく、また專利要件に符合するか否かの実体審査を行わないものを指す。專利法において特許の規定を準用する実用新案の規定に関し、実体内容に係る判断の場合、いずれも形式審査の範疇に属しないことは、実用新案は無効審判請求の段階で実体要件を審査すべきであることを指し、処理原則については第二篇「特許の実体審査」及び第五篇「無効審判」の関連する章節において説明済みである。

実用新案登録出願が形式要件に符合するか否かの判断には、以下のポイントが含まれる。

- ・ 物品の形状、構造又は組合せに属するものであるか否か。
- ・ 公序良俗に反するか否か。
- ・ 明細書、権利請求の範囲、要約及び図面の開示方法が規定に合うか否か。
- ・ 単一性を有するか否か。
- ・ 明細書、権利請求の範囲、又は図面は必要事項を開示済みであるか否か、或いはその開示が不明瞭であるか否か。
- ・ 明細書、権利請求の範囲、又は図面の補正について、出願時の明細書、権利請求の範囲、又は図面に開示された範囲を明らかに超えているか否か。

以上の各項目の判断方法を闡明するため、本章では文字での説明以外に、理解の助けとなるよう実例も挙げるが、各実例は当該項目を説明するために用いられるのみで、明細書の記載の模範例ではないため、参考する際には注意すること。

実用新案が形式審査に入る前に、まずは出願書類について方式審査を行う必要があり、処理方法については、第一篇「方式審査及び專利権の管理」の関連章節にてすでに説明している。

2. 実用新案の定義

專利出願に係る実用新案は、自然法則を利用した技術的思想でなければならず、一定の空間を占める物品実体で、且つ物品上に具体的に表現された形状、構造又は組合せに係る創作（考案）でなければならない。つまり、実用新案とは形状、構造又は組合せに係る創作に基づき、製造されたものが使用価値と実際の用

途を有する物品であることを指す。よって、専利出願に係る実用新案は、(1)自然法則を利用した技術的思想であること、(2)カテゴリは物品であること、且つ(3)形状、構造又は組合せに具体的に表現されていること、が必須となる。

専利出願に係る実用新案は、有形物品の形状、構造又は組合せに係る創作のみに限られ、抽象的な技術的思想又は観念に属するものではない。このため、一般的な物の製造方法、使用方法、処理方法等、及び一定の空間の形状、構造のない化学物質、組成物は、いずれも実用新案の定義に符合しない。

3. 形式審査の要件

実用新案とは自然法則を利用した技術的思想で、物品の形状、構造又は組合せに係る創作を指すが、実用新案の形式審査とは、専利法により具備すべき形式要件を審査するのみで、専利出願に係る実用新案が自然法則を利用した技術的思想であるか否かについては実体内容の判断に係るため、形式審査の範疇ではなく、無効審判の請求事由とすることができる。本節では各要件の意義と形式審査で採られる判断方法について説明し、並びに対照できるよう事例を補っていく。

3.1 物品の形状、構造又は組合せ

専利出願に係る実用新案が、物品の形状、構造又は組合せであるとする規定に符合するか否かは、2つの要件を判断しなければならない。請求項の前書き部分には物品を記載し、主体部分に記載された技術的特徴は構造的特徴（例えば形状、構造又は組合せ）を有する必要がある、即ち構造的特徴が一つでもあれば、物品の形状、構造又は組合せに符合する。そのため、物品の請求項に一つ以上の形状、構造又は組合せに属する技術的特徴が存在すれば、当該実用新案は物品の形状、構造又は組合せの規定に符合するものとなる。

物品の独立項に化学物質の組成、組成物、材料、方法などの技術的特徴のみ記載されている場合、明細書に形状、構造又は組合せの技術的特徴が記載されているか否かに関わらず、いずれも物品の形状、構造又は組合せの規定に符合しない。

3.1.1 物品

いわゆる「物品」とは、確定した形状を有し、且つ一定の空間を占めるものを指す。例えば、スパナ、スクリュードライバー、温度計、コップ、道路、建築物などはいずれも物品の規定に符合する。専利出願に係る実用新案は、各種物質、組成物、生物材料（例：キャリア、微生物、動物又は植物の細胞株など）、方法（例：製造方法又は処理方法など）及び用途を排除したものである。例えば「ごみを利用して肥料を製造する方法」は、ごみを利用した肥料製造のステップと過程であり、当該方法は物品の規定に符合しない。

3.1.2 形状、構造又は組合せ

請求項の主体部分に記載された技術的特徴に構造的特徴がある場合、当該考案は形状、構造又は組合せの規定に符合する。物品の技術的特徴が形状、構造又は組合せ以外に、材料成分又は製造方法の改良にも係るものである場合、やはり形状、構造又は組合せの規定に符合する。例えば、周知のガラス材料で製作されたコップをアルミニウム合金の材料にした場合、材料成分の改良に係るものの、コップの形状、構造又は組合せを既に詳細に述べているため、依然として形状、構造又は組合せの規定に符合する。

3.1.2.1 形状

形状とは、物品外観の空間的輪郭又は形態を指す。実用新案の物品は確定された形状を有している必要があり、例えばスパナ上に特殊な牙状を有することを技術的特徴とする「牙状スパナ」、もしくはドライバーの末端に特殊な外形を有することを技術的特徴とする「十字型スクリュードライバー」は、いずれも形状を技術的特徴とし、形状の規定に符合する。

気体、液体、粉末状、顆粒状などの物質又は組成物は、確定した形状を有しないため、いずれも形状の規定に符合しない。例えば、トナー、燃料及び酸化剤を混合して成る粉粒体は、確定した形状のない組成物に属するため、形状の規定に符合しない。

形状の判断原則に関してはすでに前述したとおりであるが、実務審査時における特別な例について以下に説明する。

- (1) 実用新案に係る物品は確定された形状を有しなければならないが、当該物品が確定された形状のケース内にあり、また、形状の確定しない物質又は組成物を含むものである場合、例えば専利出願に係る実用新案が「温度計」で、確定した形状を有しない感熱物質を含むものの、それは確定した形状を有するケースがあるため、やはり形状の技術的特徴に属し、形状の規定に符合する。
- (2) 実用新案に係る物品は確定された形状を有しなければならないが、当該物品が特定の状況において確定された形状を有する場合、例えば、氷で製作した氷のグラスは、特定の温度と圧力の下においては、固定した形状を有するため、形状の技術的特徴に属し、形状の規定に符合する。

3.1.2.2 構造

構造とは、物品の内部又はその全体の構成で、実質的な表現上多くは各組成パーツ間のアレンジ、配置及び相互関係であり、且つこの構造の各組成パーツはそ

れ自身が有する機能が独立して運用するものではないものを指す。例えば、「折り畳み可能な骨組みを有する雨傘の構造」、「可変式南京錠の改良構造」は、構造を技術的特徴とするもので、構造の規定に符合する。また、例えば物品のコーティング層、浸炭層、酸化層などの物品の層状構造も構造の技術的特徴に属するため、構造の規定に符合する。このほか、回路の構造も構造の技術的特徴に属し、構造の規定に符合する。

物質の分子構造又は組成物の組成については、実用新案でいうところの物品の構造には属さない。例えば、薬品又は食品は、通常、化学成分又は含量の変化にのみ係り、物品の構造には係らないため、構造の技術的特徴には属さず、構造の規定に符合しない。

3.1.2.3 組合せ

組合せとは、ある特定の目的を達成するために、二つ以上の単独使用の機能を有する物品を結合して組立て、使用時に互いの機能が相互に関連して使用効果を生む場合、これを物品の「組合せ」と称する。例えば、ボルトとナットを結合させたパーツ、殺菌灯と給水フィルター装置の組合せなどである。

3.1.3 事例説明

【物品の形状、構造又は組合せの規定に符合するもの】

例 1. 請求項ですでに物品の形状、構造又は組合せの技術的特徴を記載しており、その明細書又は権利請求の範囲も視覚的美感に訴えるものである場合。

[明細書]

・・・周知の花瓶本体は簡単な曲線状の造形で美感に欠けており、この問題を解決するため、本考案の花瓶は瓶口を楕円形にし、瓶底は内部に凹状に閉じた円形で、本体は螺旋状となっており、その外観に独自性を具備させるもので、並びに特異な美感も十分に表現するものである。

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

花瓶であって、その瓶口は楕円形で、瓶底は内部に凹状に閉じた円形で、本体は螺旋状であることを特徴とする花瓶。

[説明]

請求項の前提部分にすでに物品が記載され、且つ主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が述べられており、その明細書の内容からすでに知ることができる。たとえ明細書で同時に視覚的美感に訴える内容について述べられていても、やはり物品の形状、構造又は組合せの規定に符合する。

例 2.2 部形式で記載された請求項の特徴が材料又は方法にある場合

[態様 1]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

本体とその本体に結合し内側が波状になっている取っ手を有するコップであつて、前記本体はアルミニウム合金を材料としてプレス成形されることを特徴とする。

[説明]

2 部形式で記載された請求項を解釈する時は、全体を見るものとする。本請求項の前提部分にはすでに物品が記載されており、且つ主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が述べられていることから、やはり物品の形状、構造又は組合せの規定に符合する。

[態様 2]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

細長い円柱状の形状で、一端が円錐形で且つその周辺に螺旋状が施されている竹箸であつて、竹箸の成形加工後に殺菌剤に 10～25 分浸したあと乾燥機に入れ乾燥させたことを特徴とする竹箸。

[説明]

2 部形式で記載された請求項を解釈する時は、全体を見るものとする。本請求項の前提部分にはすでに物品が記載されており、且つ主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が述べられていることから、やはり物品の形状、構造又は組合せの規定に符合する。

例 3. 物品の形状、構造又は組合せの技術的特徴と同時に材料の技術的特徴に係る場合

[明細書]

・・・、該コップはアルミニウム合金材料を周知のガラス材料に替えてプレス成形したもので、コップ内に入れた高温飲料を飲用に適した室温まで迅速に冷却することができる。・・・

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

本体及び前記本体に結合した取っ手を有し、取っ手の内側が波状で、前記本体はアルミニウム合金を材料としてプレス成形されたコップ。

[説明]

請求項の前提部分にはすでに物品が記載されており、且つ主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が述べられており、その明細書の内容からすでに知ることができる。たとえ技術的特徴が形状以外に材料の改良にも関わるものであるが、やはり物品の形状、構造又は組合せの規定に符合するものである。

例 4. 出願対象がソフトウェアとハードウェアのリソースの協同運用に係る場合

[態様 1]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

フラッシュメモリ及び SD メモリーカードから成る保存ユニットと、液晶パネルディスプレイユニットと前記液晶パネルディスプレイユニットに接続されたデジタル処理ユニットを含むメールの振り分け及び検索装置であって、その中の前記デジタル処理ユニットにより、前記保存ユニットの中に保存されたメールについて、設定されたメール振り分けルールに従い、適切なメールの振り分けを行うと共に、前記液晶パネルディスプレイユニットに表示するメールの振り分け及び検索装置。

[説明]

請求項の前提部分には既に物品が記載されており、主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が記載されている。その請求項の中にソフトウェアとハードウェアの二つが含まれ、並びに両者の協同関係をさらに限定するもので、単純なコンピューターソフトウェアの創作ではなく、やはり物品の形状、構造又は組合せの規定に符合する。

[態様 2]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

ホストコンピュータ内で運用するマルチメディアコンピューティングシステムであって、文字、画像又は映像音楽データを含む外からの入力データを受信する入力モジュールと、前記入力モジュールに接続して、前記入力モジュールのデータを一時的に保存する記憶モジュールと、前記記憶モジュールに双方向に連結して記憶モジュールに保存されたデータを取り出して演算し、並びに結果を前記記憶モジュールに保存する演算モジュール

ると、

前記記憶モジュールに連結して、記憶モジュール内に保存された演算結果を出力する出力モジュールと、

前記入力モジュール、記憶モジュール、演算モジュール及び出力モジュールのそれぞれと連結し、前記入力モジュールからのデータ取り出し、記憶モジュールと演算モジュール間でのやり取り、それと出力モジュールによる演算結果の出力をコントロールするコントロールモジュールを含むマルチメディアコンピューティングシステム。

[説明]

請求項の前提部分にはすでに物品が記載されており、主体部分にも形状、構造又は組合せの技術的特徴が説明されている。その請求項には多数のソフト（ハード）モジュール及び該ソフト（ハード）モジュールに運用環境を提供するホストコンピュータが含まれており、当該請求項は各モジュール間の連結関係と相互運用方法を説明しており、単純なソフトウェア創作ではないことから、物品の形状、構造又は組合せの規定にも符合する。

【物品の形状、構造又は組合せの規定に符合しないもの】

例 1. 専利出願に係る実用新案が物品に属しない場合

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

ディスペンサーをコントロールする方法であって、ディスペンサー上に設けられたセンサーパーツを移動して、ディスペンサーのノズルが基材と接触しているか否かを判断する工程と、判断結果により当該センサーパーツに設置された駆動支柱を移動して材料を塗布する工程を含むことを特徴とする。

[説明]

出願対象が方法で、請求項の前提部分が物品ではなく、主体部分の記述が形状、構造又は組合せの技術的特徴ではなく、物品の形状、構造又は組合せの規定に符合しない。

例 2. 技術的特徴が単純な材料成分である場合

[態様 1]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

骨充填材であって、 x wt%の水酸燐灰石と y wt%のベータ型燐酸カルシウム (β -TCP) からなることを特徴とする。

[説明]

出願対象は明らかに材料であり、且つ請求項において当該実用新案は二種類の材料から一定の比例に基づいて組成したもので、材料成分又は含量の変化のみであることが明らかに指摘されている。したがって、請求項の前提部分は物品ではなく、主体部分の描写も形状、構造又は組合せの技術的特徴ではなく、物品の形状、構造又は組合せの規定に符合しない。

[態様 2]

[権利請求の範囲]

【請求項 1】

エチレン酢酸ビニル共重合体、サーモポリオレフィン、天然ゴム及び軟化剤からなる絶縁安全靴であって、
前記エチレン酢酸ビニル共重合体の含量を A wt%、前記サーモポリオレフィンの含量を B wt%、前記天然ゴムの含量を C wt%、前記軟化剤の含量を D wt% とし、加熱混合して軟化した後に、プレス成形することを特徴とする絶縁安全靴。

[説明]

請求項の前提部分は物品であるが、請求項において当該実用新案は二種類以上の材料から組成されたものであることが明らかに指摘されており、材料成分の説明のみであることから、請求項の主体部分の描写は形状、構造又は組合せの技術的特徴ではなく、物品の形状、構造又は組合せの規定にも符合しない。

3.2 公序良俗に反する場合

明細書、権利請求の範囲又は図面に記載された実用新案の商業的利用 (commercial exploitation) が公序良俗に反し、当該実用新案は法定の専利を付与しない項目に属すると認定すべきである。例えば、郵便爆弾、ドラッグ吸引の用具等である。

実用新案の商業的利用が公序良俗に反しない場合、たとえ当該実用新案が濫用されて違反する虞があるとしても、例えば各種棋具やマージャン用品等のように、法定の専利を付与しない項目にはならない。

3.3 明細書、専利出願の範囲、要約及び図面の開示方法

実用新案の形式審査は、明細書、権利請求の範囲、要約及び図面に基づき形式要件に符合するか否かを判断する。明細書、権利請求の範囲、要約及び図面に開示すべき事項は、形式審査時においては、明細書、権利請求の範囲、要約及び図面で開示した事項が専利法及び細則における明細書、権利請求の範囲、要約及び図面の記載書式の規定に符合していればよく、その他の例えば先行技術に関する

る資料の有無、新規性及び進歩性の有無などの実体内容については、形式審査では審査しない。

明細書は当該実用新案が属する技術分野における通常の知識を有する者がその内容を理解でき、並びにそれに基づいて実現できるよう明確且つ充分に開示すべきものについて、また権利請求の範囲は、専利出願に係る実用新案を特定しなければならず、各請求項は明確、簡潔な方法で記載し、且つ明細書でサポートしなければならない部分についても、形式審査の範疇ではないが、後日、実用新案の無効審判請求の事由とすることができる。

3.3.1 明細書

明細書には以下の事項を明記しなければならない。

- ・ 考案の名称：登録出願する考案の内容を簡潔明快に示し、関係のない文字を冠してはならない。
- ・ 技術分野：専利出願に係る考案が属する又は直接応用する具体的な技術分野。
- ・ 先行技術：出願人が知悉している先行技術についての記載を加え、並びに当該先行技術の関連資料を添付することができる。
- ・ 考案の内容：考案が解決しようとする問題、問題解決する技術的手段及び先行技術と対比しての効果。
- ・ 図面の簡単な説明：簡潔明快に文字で図面の図番号順に図面を説明しなければならない。
- ・ 実施例：1つ以上の実施例を記載し、必要に応じて実施例をもって説明することができ、並びに図面を参考し説明を加えなければならない。図面を参考し考案の具体的な実施例を説明する時、記載された符号は図面での表示と一致しなければならず、並びに対応する部品名称の後ろに記載しなければならない。
- ・ 符号の説明：図面の図番号又は符号の順により、図面の主要な符号を列記し、並びに説明を加える。

明細書は、細則で定められた順序及び記載方法に基づき、並びに標題を付けなければならない。ただし考案の性質上その他の方法でより明確に表現できる場合はこの限りではない。

明細書、権利請求の範囲及び要約の技術用語及び符号は一致しなければならず、且つタイピング又は印刷したものでなければならない。

3.3.2 権利請求の範囲

権利請求の範囲には、1つ以上の独立項を表示することができる。その項数は考案の内容と合わせなければならない、必要であれば1以上の従属項を有するこ

とができる。独立項、従属項は、それらの関係に基づき、アラビア数字で順に配列しなければならない。

独立項には、出願対象の名称及び出願人が認める考案に必要な技術的特徴を明記しなければならない。

従属項は、従属する項数を明記し、並びに対象の名称及び従属する請求項以外の技術的特徴について、アラビア数字で番号を付して説明しなければならない。従属項を解釈する時は、従属する全ての請求項の全ての技術的特徴を含まなければならない。

2 つ以上の請求項に従属する従属項は多数項従属項（マルチのマルチ）として、選択式にしなければならない。

従属項は前の独立項又はその他の従属項にのみ従属することができる。ただし多数項従属項の間では直接又は間接に従属してはならない。

独立項又は従属項の文字の記述については、一文で記載しなければならない。

請求項の技術的特徴は絶対に必要である場合を除き、明細書のページ数、行数又は図面、図式の符号で特定してはならず、即ち「明細書の～部分に記載したとおり」、「図～が示すように」等に類似する用語で記載してはならない。ただし、考案に係る特定形状が図形によってしか特定できず、文字では表現できない時は請求項に「図～が示すように」等に類似する用語を記載することができる。

請求項の技術的特徴は、図面の中の対応する符号を引用することができ、当該符号は対応する技術的特徴の後ろに、括弧書きで付けなければならない。符号を請求項の制限として解釈してはならない。

請求項には化学式又は数式を記載することができ、必要時には表を入れることもできるが図の挿入はしてはならない。

複数の技術的特徴を組合せた考案については、その請求項の技術的特徴は、手段機能言語により表現することができる。且つ請求項がその技術的特徴において構造式で表現することができない、又は構造式で表現するより機能を表示した方がさらに明確であり、当該機能に対応する構造又は材料が明細書にすでに十分に説明されている場合にのみ、手段機能言語を使用して表現することができ、請求項は単純な機能の描写のみであってはならない。請求項の解釈時には、明細書に記載された当該機能に対応する構造又は材料及びその均等の範囲を含まなければならない。

独立項の記載が二段式の場合、前提部分に専利出願に係る対象の名称及び先行技術と共有である必要な技術的特徴を含まなければならない。特徴部分は、「その特徴は～にあり」、「その改良は～にあり」又はその他類似する用語で、先行技術と異なる必要な技術的特徴を説明しなければならない。

同一内容の重複記載を避け、請求項の記載を明確、簡潔にするため、前の別の

請求項を引用して請求項を記載することができる。ただし、引用した記載形式により請求項の開示が明らかに不明瞭となった場合、例えば引用した出願対象又は技術的特徴が矛盾又は不一致を生じる場合、やはり出願人に応答又は補正するよう通知しなければならない。

3.3.2.1 引用形式請求項の態様

引用形式にて記載された請求項は通常、従属項であるが、カテゴリが異なる、対象名称が異なる、又はその引用した請求項にある全ての技術的特徴が含まれていない場合、実質上独立項として解釈しなければならない。以下は、実務上よく見受けられる態様である。

1. 別の請求項の協同要件 (co-operating part) を引用する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

～な特定の形態の雄ねじを有するボルト。

【請求項 2】

～な請求項 1 のねじに合わせた特定の形態の雌ねじを有するナット。

〔説明〕

ボルト及びナットは互いに協同する要件であり、通常共同使用して効果を発揮する。

2. 別の請求項における全ての技術的特徴を引用し、2 つの請求項の対象名称は異なるがカテゴリは同一となる。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

ガラス基板、～を含むバックライトパネル。

【請求項 2】

請求項 1 のバックライトパネルを含む液晶ディスプレイパーツ。

〔説明〕

請求項 2 と請求項 1 の対象名称は異なり、原則上その技術的特徴を完全に特定すべきであるが、請求項の記載を簡潔にするため、請求項 1 の全ての技術的特徴を引用する形で請求項 2 におけるバックライトパネルの技術的特徴を特定できるため、やはり独立項として解釈すべきである。

3. 別の請求項における一部の技術的特徴を代替する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

～なギア駆動構造を有する輸送装置。

【請求項 2】

ギア駆動構造の代わりにベルト駆動構造を有する請求項 1 に記載の輸送装置。

〔説明〕

請求項 2 は従属項の記載形式ではあるものの、従属する請求項 1 の全ての技術的特徴を含んでおらず、実質的に独立項と解釈しなければならない。注意すべきは、この種の独立項はよい記載方法ではなく、できるだけ完全に技術的特徴を特定すべきで、引用形式の記載は避けるべきである。

4. 別の請求項における一部の技術的特徴を引用する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

赤外線センサーと撮影装置を有する映像監視システム。

【請求項 2】

赤外線発射部、距離計測部、赤外線受信部を含む請求項 1 に記載の赤外線センサー。

〔説明〕

請求項 2 は請求項 1 の一部の技術的特徴（赤外線センサー）のみを引用しただけで、請求項 1 の全ての技術的特徴は含んでいないため、実質的に独立項と解釈すべきである。注意すべきは、この種の独立項はよい記載方法ではなく、請求項の解釈時に不明確を引き起こし易いため、引用形式の記載は避け、できるだけ完全に技術的特徴を特定すべきである。

3.3.2.2 請求項の記載形式が規定に合っていない態様

例 1. 請求項が単文からなるものではない。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

円筒状の止め輪と止めナットを含むベアリングホルダセット。前記止め輪の外径は、ベアリングの内径表面との相接合に用いられる。前記止め輪のうちの一端は止めナットと相接合し、

〔説明〕

単文からなるものとは、いずれの請求項も文字の語尾に一つの句点を一つのみ使用しなければならないことを指す。例の請求項 1 の文字記述では、一文に 2 つの句点があり、且つ句点で終了しておらず、単文からなるものという要求に符

合しない。

例 2. 前の請求項に従属するものではない。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

前記絶縁本体の底部の底面に複数の端子を設けてある請求項 2 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 2】

～からなり、前記操作部と絶縁本体の底部の間は弾性アームで接続しているコネクタのロック構造。

〔説明〕

請求項 1 が後ろの請求項 2 に従属しており、規定に符合しない。

例 3. 多数項従属項（マルチクレーム）が選択式ではない。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

～に用い、その中の前記操作部と絶縁本体の底部の間が弾性アームで接続しているコネクタのロック構造。

【請求項 2】

前記絶縁本体の底部底面に複数の端子が設けられた請求項 1 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 3】

前記弾性アームが底部両側に外向きに伸びるよう形成されている請求項 1 及び請求項 2 に記載のコネクタのロック構造。

〔説明〕

選択式とは多数項従属項は「請求項 X 又は請求項 Y」若しくは「請求項 X から請求項 Y のうちいずれか一つの請求項」等の類似した記述で従属する方法であり、例の請求項 3 の「請求項 1 及び請求項 2」の用語は選択式ではないため、不当な従属となる。

例 4. 多数項従属項が直接又は間接に多数項従属項に従属する。（マルチのマルチ）

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

～に用い、前記操作部と絶縁本体の底部の間は弾性アームで接続しているコネクタのロック構造。

【請求項 2】

前記絶縁本体の底部底面に複数の端子を設けた請求項 1 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 3】

前記弾性アームが底部両側に外向きに伸びるよう形成されている請求項 1 又は請求項 2 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 4】

前記弾性アームが底部の末端面から屈折して伸びるよう形成されている請求項 3 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 5】

前記絶縁本体の上方にさらにカバー体を設けてカバーされている請求項 1 又は請求項 3 に記載のコネクタのロック構造。

【請求項 6】

前記操作部にさらに FFC を固定する溝が設けられた請求項 2 又は請求項 4 に記載のコネクタのロック構造。

〔説明〕

請求項自身が多数項従属項（マルチクレーム）で、別の多数項従属項に従属する場合、「多数項従属項に直接従属する多数項従属項」に属し、請求項自身が多数項従属項で従属項に従属するが、当該従属項が別の多数項従属項に従属する場合、「多数項従属項に間接的に従属する多数項従属項」に属する。例の中の多数項従属項である請求項 5 は多数項従属項（請求項 3）に直接従属しており、多数項従属項である請求項 6 は従属項（請求項 4）に従属しており、当該従属項もまた多数項従属項（請求項 3）に従属しているため、多数項従属項に間接的に従属することとなり、いずれも不当な従属となる。

3.3.3 要約

要約には実用新案が開示する内容を簡潔に記載しなければならない、並びに解決しようとする問題、問題を解決する技術的手段及び主要用途に限られる。その字数は 250 文字を超えないことを原則とし、また商業的宣伝用語を記載してはならない。要約の記載は、公衆が特定の技術分野内で迅速に検索できるようにするものでなければならない。要約の情報検索機能を確保するため、上述の規定に符合しない要約については、まず出願人に期限を設けて補正するよう通知し、期限を過ぎても補正されなかった場合、職権により補正した後で出願人に通知することができる。

出願人は当該実用新案の技術的特徴を最も代表する図を代表図として指定し、その主要な符号の簡潔な説明を列記しなければならない。規定により指定して

いない又は指定した代表図が不適當である場合、まずは出願人に期限を設けて補正するよう通知し、期限を過ぎても補正されなかった場合、職権により指定又は削除した後で出願人に通知することができる。

3.3.4 図面

専利出願に係る実用新案が形状、構造又は組合せであり、明確且つ十分に開示するという目的達成のため、実用新案は少なくとも1つの図面を備えて、その実用新案の形状、構造又は組合せを開示しなければならない。

図面は工業製図法を参照して黒線で明瞭に描くものとし、各図を三分の二まで縮小した時も図面の中の各詳細が明瞭に識別できるようにしなければならない。図面には図番号及び符号を付け、並びに図番号の順に配列しなければならない。必要な注釈以外は、その他の説明の文字を記載してはならない。

実用新案の技術内容をさらに明確に表現できるよう、図面を少なくとも1つは備え、その実用新案の物品の形状、構造又はその組合せを開示するという状況の下、その他の図面はグラフ、フローチャート、工程図、写真等とすることができる。写真で表現する場合、直接再現でき、並びに図面で適用されるその他の規定に符合するものでなければならない。図面は実用新案の技術内容を表す図形及び符号を主とし、文字による説明は図面の簡単な説明に記載しなければならない。図面自身は図番号と符号を付けることができるのみだが、明確に図面を理解するために、単一の簡略な語句、例えば水、蒸気、開く、閉じる等を加えることができる。必要な注記を除き、その他の文字による説明を記載してはならず、特定の状況において必要な記載が許される。例えば、

- (1) グラフ：縦軸、横軸、線及び領域の説明。
- (2) フロー図：ブロック図のブロックの説明とロジスティクス判断の記載。
- (3) 工程図：ブロック図のブロックの説明、原料及び生成物の記載。
- (4) 回路図：ブロック図のブロックの説明、信号及び電源の記載、IC、トランジスタ、抵抗等の記号。
- (5) 波形図：波形の説明と波形を現す式。
- (6) 状態図：座標軸の説明、線及び領域の説明。
- (7) ベクトル図：ベクトル及び座標軸の説明。
- (8) 光路図：光の成分、位相差、角度、距離の記載。

ブロック図を描く時は、ブロック内に文字説明を加える、又はブロックに番号を付記しなければならない。詳細な電路図を描く時は、例えばトランジスタ、コンデンサ、抵抗、電界効果トランジスタ、ダイオード等の慣用部品について、それぞれ Tr、C、R、FET、D 等の慣用記号を用いることができる。

このほか、図面に記載された「先行技術」又は類似用語について、通常付記が

必要なものではないが、専利出願に係る実用新案の理解に利する場合、保留でき、並びに「先行技術」の用語を加えることができる。

3.4 単一性

実用新案の形式審査時に、実用新案が単一性の要件に符合するか否かを判断しなければならないが、形式審査では先行技術調査は行わない。このため、実用新案が単一性を有するか否かを判断する時、特許審査の単一性とは異なり、独立項と独立項の間で技術的特徴上に明確に相互に関連するか否かを判断するのみで、各独立項の間に形式上同一又は対応する技術的特徴があれば、原則的に単一性ありと判断し、先行技術と異なるか否かについては論じない。

実用新案の単一性についての判断は、独立項の記載方法に影響を受けるものではなく、異なる独立項に記載された異なる考案に対して判断する。

権利請求の範囲において一つ又は複数の請求項が引用形式で記載された場合、引用された独立項の内容は各独立項の間における同一の技術的特徴となる。例えば請求項1が特定の構造を有するベアリングで、請求項2が請求項1を有するベアリングの支柱である。同一の技術的特徴は請求項1のベアリングとなる。

例 1. 独立項間に同一の技術的特徴を有する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項1】

発光部と発光部の両端にある2つの導電部を含み、前記発光部がS字型であるライト。

【請求項2】

バックパネル、フレーム、ライトホルダー部、光学フィルムとライトを含むバックライトモジュールであって、

前記ライトには発光部と発光部の両端にある2つの導電部を含み、前記発光部がS字型であり、

バックパネルはフレーム上に設置され、同時に前記フレームは前記バックパネルを囲んでおり。

光学フィルムもフレーム上に設置され、並びにバックパネルとの間に收容空間を形成し、

前記ライトホルダー部は、前記バックパネル上に前記ライトを挟持して、前記ライトを前記收容空間内に保持させることを特徴とするバックライトモジュール。

〔説明〕

請求項1と請求項2はいずれも独立項で、且つ請求項2には請求項1の全ての技術的特徴が含まれており、両者の技術は同一の技術的特徴を有するため、請

求項 1 と請求項 2 は単一性を有する。

例 2. 独立項間に対応する技術的特徴を有する。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

A を特徴とするプラグ。

【請求項 2】

特徴が A と対応するコンセント。

〔説明〕

請求項 1 と請求項 2 は、いずれも独立項で、両者の間には対応する技術的特徴があるため、請求項 1 と請求項 2 は単一性を有する。

例 3. 独立項間に同一又は対応する技術的特徴が欠けている。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

本体、中空フィルタ、上蓋からなるフィルタ構造であって、その中の本体に中空フィルタを設け、前記上蓋と前記本体が結合した後に形成される空間に茶葉を収容することができることを特徴とする。

【請求項 2】

凸状リブ、底板及び排水口からなる排水柵であって、その中の凸条リブは底板の四方に設置され、且つ前記底板は円錐状であり、円錐状の頂部は前記排水口と結合して底板の液体を集めて排水口から流出できることを特徴とする。

〔説明〕

請求項 1 と請求項 2 はいずれも独立項で、両者の間には同一又は対応する技術的特徴が欠けているため、単一性を有しない。

3.5 明細書、権利請求の範囲又は図面に必要事項を開示していない、又はその開示が明らかに不明瞭である。

形式審査時には、明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された事項に明らかに瑕疵があるか否かのみ判断するもので、これは特許出願の審査が先行技術調査、明細書及び権利請求の範囲に開示された実質的内容を審査しなければならないこととは異なる。明細書に記載された実用新案の技術的特徴については、当該実用新案が明確且つ充分であるか否かを判断する必要はなく、当該実用新案が実現可能か否かの判断もする必要はない。

明細書、権利請求の範囲又は図面が必要事項を開示しているか、又はその開示が明らかに不明瞭であるかは、主に権利請求の範囲の各独立項に基づいてこれ

を判断する。その順序について以下のように説明する。

- (1) 各独立項は必要な部品及びその連結関係を記載しているか。
- (2) 明細書及び図面に前述した部品及び連結関係を記載しているか。
- (3) 権利請求の範囲に叙述された形状、構造又は組合せが明細書及び図面における記載と明らかに矛盾している箇所がないか。

以上(1),(2),(3)の判断がいずれも「はい」である場合、本条号の形式審査を通過できる。明らかに本条号に違反する出願とは、例えば専利出願に係る実用新案が自転車であるのに、明細書ではバイクの説明になっている場合である。

例 1. 請求項に不確定な用語を使用し、その開示する内容が不明確になった場合。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

風車本体、外蓋、主軸、減速部、～等から成る風車構造であって、前記風車本体には貫通孔が設けられ、前記外蓋は風車本体の下方に固定され、前記主軸は前記風車本体の貫通孔に貫通され、前記減速部は主軸上に固定されている、ことを特徴とする風車構造。

〔説明〕

請求項に記載されている「～等」は、創作の必要部品を確認することができず、その開示する内容が明らかに不明確となる。

例 2. 請求項に必要な部品の連結関係が記載されておらず、その開示する内容が不明確になった場合。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

風車本体、外蓋、主軸、減速部を含む風車構造。

〔説明〕

請求項には、その必要な部品として風車本体、外蓋、主軸及び減速部を記載しているが、それらの部品の連結関係が記載されておらず、その開示する内容が明らかに不明確となる。

4.明細書、権利請求の範囲又は図面の補正

実用新案の形式審査時には、申請により又は職権により出願人に期限内に明細書、権利請求の範囲又は図面を補正するよう通知することができる。また補正は、誤訳の訂正を除き、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された

範囲を越えてはならない。

出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面の審査を経て、実用新案を付与しない事由が認められた場合、職権により出願人に期限内に応答又は補正するよう通知し、出願人に応答又は補正を提出する機会を与えなければならない。

出願人は補正を提出した後、まずは補正が出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えていないかを確認する。請求項に技術的特徴を追加して請求項をさらに特定したもので、当該技術的特徴が出願時の明細書及び図面でサポートされている場合、明らかに範囲を超えているものではないと判断する。

例えば出願時の請求項の技術的特徴が「鉛筆の一端に消しゴムを設けた」であり、「鉛筆の芯」については形式上明細書には記載されていないが、鉛筆の芯は鉛筆でものを書く目的で公衆が知悉している固有機能を達成しており、当該実用新案が属する技術分野における通常の知識を有する者が鉛筆自体に鉛筆の芯が含まれていることが分かるため、明細書に鉛筆の芯の記載を追加し、当該技術的特徴を「鉛筆の中央に鉛筆の芯を含み、一端に消しゴムを設けた」に補正できる。もし、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に明示又は示唆されていない技術的特徴が追加され、つまり明細書、権利請求の範囲又は図面へ新規事項を追加した場合、明らかに範囲を超えると判断される。例えば、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面の内容が蓋のない湯のみで、補正後の明細書、権利請求の範囲又は図面の内容が蓋のある湯のみである場合には、明らかに超えると判断する。出願人が提出した補正が明らかに出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された内容を超える時、その他の形式要件に符合しない事由がある場合は、併せて出願人に期限内に応答又は補正するよう通知し、出願人に応答又は補正を提出する機会を与える。

出願人が期限までに応答又は補正しなかった、又は以前通知で指摘された専利を付与しない事由が全て克服することができず、つまり以前通知済みの専利を付与しない事由が一つでもある場合、専利を付与しない処分としなければならない。出願人が以前の通知で指摘された専利を付与しない事由を全て克服したが、補正により新たに専利を付与しない事由が生じた場合、やはり出願人に応答又は補正するよう通知しなければならない。

補正後の明細書、権利請求の範囲又は図面が、「出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えてはならない」の規定に符合するか否かは、形式審査の判断要件の範疇には属さない。しかし、提出された補正が「出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えてはならない」に違反する場合、無効審判請求事由となることができる。このため、当該実用新案が公告後に無効審判を請求された場合、審判官は無効審判請求理由と証拠を実

質的に対比した後、当該補正が出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えていることを確認した場合、その専利権は取消される。

出願人が明細書、権利請求の範囲又は図面について数回補正を提出した場合、最新の補正版を出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面と比較し、その補正が出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を超えているか否かを判断しなければならない。しかし、出願人が異なる補正箇所の補正ページを複数回提出した場合には、逐次審査するものとする。

例 1. 出願時に開示していない技術的特徴を追加する請求項

補正前の明細書、権利請求の範囲と図面

〔実用新案の名称〕

電子式変速機

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

前記電子式変速機にはコントローラ、トランジスタ 3 個及び保護回路が含まれる電子式変速機であって、前記コントローラは 3 個のトランジスタとそれぞれ連結し、前記保護回路はトランジスタの出力端子に設置され、制御されたトランジスタの入力端子に戻ってくることで、トランジスタの出力電圧と電流の大きさをコントロールすることを特徴とする。

〔明細書〕

電子式変速機に必要な部品及びその連結関係を開示。

〔図面〕

電子式変速機に必要な部品及びその連結関係を開示。

補正後の明細書、権利請求の範囲及び図面

〔実用新案名称〕

電子式変速機及び電子式変速機を配備する電動自転車

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

前記電子式変速機にはコントローラ、トランジスタ 3 個及び保護回路が含まれる電子式変速機であって、前記コントローラは 3 個のトランジスタとそれぞれ連結し、前記保護回路はトランジスタの出力端子に設置され、制御されたトランジスタの入力端子に戻ってくることで、トランジスタの出力電圧と電流の大きさをコントロールすることを特徴とする。

【請求項 2】

車体、車輪 2 つ、ブラシレスモーター、スイッチ、電子式変速機及び電池を含む

む電子式変速機を配備した電動自転車であって、前記2つの車輪はそれぞれ前記車体の前後に連結し、

前記ブラシレスモーターは車輪の軸心上に設置され、その電子式変速機の出
力端子は前記ブラシレスモーターと連結し、

前記電池は電子式変速機的一端と連結し、電子式変速機の別の一端は前記ス
イッチと連結し、

前記電子式変速機にはコントローラ、トランジスタ3個及び保護回路を含み、
前記コントローラは3個のトランジスタとそれぞれ連結し、

前記保護回路はトランジスタの出力端子に設置され、制御されたトランジス
タの入力端子に戻ってくることで、トランジスタの出力電圧と電流の大きさを
コントロールすることを特徴とする。

〔明細書〕

電子式変速機を使用した電動自転車に関する技術的特徴を追加。

〔図面〕

電子式変速機を使用した電動自転車に関する技術的特徴を追加。

〔結論〕

出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を明らかに超え
る。

〔説明〕

この例は補正後に新しい請求項（請求項2）を追加したものであるが、出願時
の明細書、権利請求の範囲又は図面には当該請求項（電子式変速機を配備した電
動自転車）に対応する技術的特徴は開示されておらず、出願時の明細書、権利請
求の範囲又は図面に開示された範囲を明らかに超えることとなる。

例2. 請求項の対象の名称及び内容の変更

補正前の明細書、権利請求の範囲と図面

〔実用新案の名称〕

監視装置

〔権利請求の範囲〕

【請求項1】

監視回路、赤外線送信機、赤外線受信機、アラームを含む監視装置であって、
前記監視回路は前記赤外線送信機と赤外線受信機にそれぞれ連結され、前記ア
ラームはまた前記監視回路に連結し、赤外線送信機が送信した赤外線が物体に
接触した後赤外線受信機に受信されると、前記監視回路を起動すると共に前記
アラームに警告音を発信させることを特徴とする。

〔明細書〕

「監視装置」に必要な部品とその連結関係を開示。

〔図面〕

「監視装置」に必要な部品とその連結関係を開示。

補正後の明細書、権利請求の範囲と図面

〔実用新案の名称〕

監視装置の包装構造

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

紙箱に收容される衝撃緩和ユニットと收容ケースを含む監視装置の包装構造であつて、前記收容ケースは包装しようとする監視装置に対応する外形を有した上部紙製ケースと下部紙製ケースで、前記衝撃緩和ユニットは前記收容ケースと前記紙箱内壁の間に設けられていることを特徴とする。

〔明細書〕

記載内容を「監視装置の包装構造」に変更し、その必要な部品及び必要な部品間の連結関係を開示。

〔図面〕

記載内容を「監視装置の包装構造」に変更し、その必要な部品及び必要な部品間の連結関係を開示。

〔結論〕

出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面で開示された内容を明らかに超える。

〔説明〕

この例は、本来の請求項 1 の対象名称を「監視装置」から「監視装置の包装構造」に変更し、且つ補正後の請求項に記載した技術的特徴（監視装置の包装構造の特徴）は出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面には対応する開示内容がないため、出願時の明細書、権利請求の範囲又は図面に開示された範囲を明らかに超えると認定する。

5. 誤訳の訂正

出願人は出願の形式審査の段階において、法により誤訳の訂正を申請することができる。誤訳の訂正が出願時の外国語版に開示された範囲を超えるか否かについては、形式審査の範疇に属しない。しかし、申請された誤訳の訂正が「出願時の外国語版に開示された範囲を超えてはならない」に違反する事情がある場合は、これを無効審判請求事由とすることができる。

6. 職権による補正

出願を補正するか否かは、原則的に出願人の判断に属すが、明細書、権利請求の範囲、要約及び図面の微細な瑕疵については、出願人の同意を待たず職権により補正を行い迅速に審査することができる。しかし、この種類の職権による直接補正は、出願の実質的内容に変動を引き起こすものであってはならない。

例えば、

- ・ 明細書、権利請求の範囲及び要約の部分：明らかな文字のミス、符号表示の間違いなど。
- ・ 図面：図面番号のミス、図面上の不必要な文字説明の削除など。
- ・ 代表図の指定：規定により指定していない又は指定した代表図が不適當。

職権による補正は、処分書上に注記して出願人に知らせなければならない。

第二章 訂正審判（更正）

1.前書き	2
2.訂正の時期.....	2
2.1 無効審判請求案件の審理期間に請求された訂正.....	2
2.2 無効審判請求案件の審理期間ではない時期に請求された訂正	3
3.訂正事項	3
4.訂正の審理.....	3
5.訂正の効果.....	4
6.審理の注意事項	4

1.前書き

実用新案は形式審査制度を採用しており、すなわち実用新案の出願に対して先行技術調査及び専利要件を満たすか否かの実体審査も行わず、形式要件に合致すれば登録査定となる。しかしその権利内容には不安定さ又は不確定さがある虞があり、実用新案権者が実用新案技術評価書を申請するため、又は無効審判請求、民事あるいは行政訴訟事件の対応するために、訂正請求をしてその実用新案権の範囲を完備し、又は実用新案権が無効となることを避ける防御手段とする時、実用新案権の訂正の審査は実体審査を採って始めて権利内容を確定することができる。実用新案権の訂正の実体審査の方法については第二篇第9章「訂正」を参照のこと。

本章では実用新案の訂正請求の時機、訂正の事項、訂正の審査及び訂正の効果についてそれぞれ説明する。

2.訂正の時期

実用新案の出願で実用新案権を取得した後、実用新案権者が訂正請求したい場合、その訂正請求の時期は、先ず実用新案が無効審判請求案件に係属していないかを見なければならない。もし無効審判請求案件に係属している場合、本章2.1「無効審判請求案件の審判期間に請求された訂正」の規定に基づき、係属していない場合、本章2.2「無効審判請求案件の審判期間ではない時期に請求された訂正」の規定に基づく。

2.1 無効審判請求案件の審理期間に請求された訂正

実用新案の無効審判請求案件の審理期間に、実用新案権者が訂正請求をした場合、特許主務官庁からの答弁、補充答弁の通知、又は実用新案権者へ訂正不可の答弁通知等の3つの期間内に限り、通知の送達後1カ月以内に訂正請求することができ、延長が許可された場合を除き、請求が遅れた場合にはその訂正請求は受理されない。

また、無効審判請求案件の審理期間において、実用新案権者が別途、民事訴訟案件又は無効審判請求に関する行政訴訟案件に係属中の場合も訂正を請求することができ、前述した3つの期間の制限は受けない。但し、裁判所が訴訟案件を受理した旨を証明する書類を添付しなければならない。

無効審判が請求された場合、実用新案権者はたとえ実用新案技術評価書が受

理中であるとして訂正請求をしても、やはり前述した3つの期間においてのみ請求することができる。注意すべきは、実用新案権者は実用新案技術評価書の受理中に訂正請求し、その後無効審判が請求された場合、当該訂正は無効審判請求案件と合併審理となることである。

2.2 無効審判請求案件の審理期間ではない時期に請求された訂正

実用新案権が無効審判請求案件に係属していない状況において、実用新案技術評価書の申請が専利主務官庁で受理された場合、実用新案技術評価書の作成は一部実体要件の審査（新規性、進歩性、新規性の擬制喪失、先願主義等を含む）に係るため、実用新案権者は訂正請求することができる。

実用新案権が民事訴訟又は行政訴訟に係属中で、実用新案権者が訴訟の防御のために必要な場合、裁判所が訴訟を受理した案件証明書類を添付の上、専利主務官庁へ訂正を請求しなければならない。

3.訂正事項

実用新案権者が請求できる訂正事項は、請求項の削除、専利請求の範囲の減縮、誤記または誤訳の訂正、不明瞭な記載の釈明のみに限られており、詳細は特許審査基準第二篇第9章3「訂正事項」を参照されたい。

4.訂正の審理

実用新案権が訂正された後の明細書、専利請求の範囲又は図面が、「出願時の明細書、専利請求の範囲又は図面で開示した範囲を超えてはならない」に符合するか否かについては、第二篇第6章2「出願時の明細書、特許請求の範囲または図面で開示された範囲を越えることについての判断」を参照のこと。

「外国語書面で提出した場合、その誤訳の訂正が、出願時の外国語書面に開示した範囲を超えてはならない」に符合するか否かについては、第二篇第8章3.2「中国語書面が外国語書面に開示された範囲を超えているか否かの判断」及び4.2.2.2「誤訳の訂正が外国語書面に開示された範囲を超えていないとの判断」を参照のこと。「公告時の専利請求の範囲を実質的に拡大または変更してはならない」に符合するか否かについては、第二篇第9章4「公告時の特許請求の範囲を実質的に拡大または変更」を参照のこと。

5.訂正の効果

明細書、専利請求の範囲または図面の訂正が許可され専利公報に公告された後、出願日に遡って効力が発生する。

6.審理の注意事項

- (1) 無効審判請求人により無効審判請求が取り下げられた場合、無効審判請求と合併された訂正請求について、無効審判請求の取り下げの事実を通知する際、実用新案権者にその訂正請求について、審理の続行または取り下げのどちらを希望するか通知しなければならない。実用新案権者が審理続行と回答した場合、当該訂正は独立した訂正請求として審理続行となる。もし実用新案権者が期限を過ぎても意思表示しなかった場合、無効審判請求及び訂正請求の取り下げに同意したものと見なす。
- (2) 実用新案技術評価書の申請する際に、併せて訂正請求し、その後当該実用新案技術評価書の申請が受理されなかった場合、当該訂正請求もまた受理されない。
- (3) 実用新案権の一部請求項について無効審判請求が成立し（無効審決）、無効審判請求案件の行政訴訟期間に、実用新案権者が請求した訂正は、原処分で「無効審判不成立（維持審決）」と審決された請求項についてのみ請求できる。訂正内容にすでに「無効審判成立（無効審決）」となった請求項が含まれる場合、原処分は当該請求項に対し実用新案権無効の拘束力があることから、実用新案権者に当該部分の訂正内容を削除するよう期限付きで通知し、期限までに補正しなかった場合、その訂正請求は受理しない。
- (4) 2019年11月1日の本法施行前にまだ審決されていない実用新案無効審判請求案件について、実用新案権者が当該日付の後に訂正請求したい場合、その請求できる時期は本章2.1「無効審判請求案件の審理期間に請求された訂正」の規定に符合しなければならない。2019年11月1日の本法施行前にすでに受理され、当該日付の後にまだ審決されていない実用新案無効審判請求案件については、実体審査を採用しなければならず、第二篇第9章「訂正審判」の規定を参照のこと。

第3章 実用新案技術評価

1. まえがき	2
2. 実用新案技術評価の請求	2
2.1 請求人.....	2
2.2 請求の時期.....	2
2.3 実用新案が、非専利権者による商業上の実施に係る事情があるとする主張.....	3
3. 実用新案技術評価の対比	3
3.1 実用新案技術評価の対比事項.....	3
3.2 複数回の実用新案技術評価の請求についての処理原則.....	4
4. 実用新案技術評価の作成	4
4.1 実用新案の内容の理解.....	4
4.2 請求項ごとに範囲を確定する.....	4
4.3 検索の対象を確定する.....	5
4.4 検索の範囲を確定する.....	5
4.5 対比結果のコードを付与する.....	5
4.6 「技術評価引用文献通知書」の郵送.....	6
4.7 実用新案技術評価の作成及び発行.....	7
5. 実用新案技術評価作成の際の注意事項	8
6. 実用新案技術評価の記載例.....	9

1. まえがき

実用新案は形式審査制度を採用しており、産業の利用性、新規性、進歩性等の専利要件に符合するか否かについて実体審査は行われなため、実用新案権の権利内容は不確定な状態である。専利権者がこの不確定な権利を不当に行使し、権利の濫用という状況が引き起こされることのないよう、又は、非専利権者が実用新案の有効性及び関連する引用証拠の内容を評価するため、何人も実用新案の公告後、権利行使及び技術利用の参考のため、実用新案技術評価を請求することができる。

実用新案技術評価とは、機関による拘束力のない評価に属し、その性質は行政処分ではないことから、対比の結果、たとえ当該実用新案が実体要件に符合していないと認められても、当該権利は取消されていないため、請求人は実用新案技術評価の対比結果について行政救済を提起することはできない。

実用新案技術評価が請求された事実は、一般大衆及び利害関係者に知らせるため、専利公報に掲載しなければならない。当該技術評価の請求取り下げが認められる場合、他人は当該技術評価が続行されているか知ることができないため、実用新案技術評価の請求は取り下げることができない。

2. 実用新案技術評価の請求

2.1 請求人

実用新案権者が実用新案権を行使する際には、警告のため、実用新案技術評価書を提示しなければならない。また、実用新案が専利要件に符合するか否かを第三者が明確にするためにも、実用新案技術評価を参考にする必要があることから、実用新案技術評価の請求資格について、制限すべきではなく、何人も専利主務官庁へ請求することができる。

2.2 請求の時期

実用新案技術評価の請求の時期について、以下のとおり説明する。

(1) 専利権の存続期間

実用新案登録出願が公告された後、何人も実用新案技術評価を請求することができるが、請求する際には、当該実用新案がすでに登録処分となり証書受領費用を納付したがまだ公告されていない場合、請求人が実用新案技術評価の請求手続を再度行うことのないよう、専利主務官庁は一時的に処理を保留し、実用新案が公告されてから手続を続行することができる。

(2) 専利権の当然消滅後

実用新案権が当然消滅した後、その権利に関する救済、紛争は依然として存続し又は新たに開始する可能性があり、実用新案技術評価を参考にする必要のあることから、実用新案権が当然消滅した後も、何人も実用新案技術評価を請求することができる。

実用新案技術評価を請求する際に、実用新案のすべての請求項の取消が確定した場合、その専利権の効力は最初から存在しなかったため、実用新案技術評価書の作成対象がないことから、実用新案技術評価の請求は不受理となる。しかし、実用新案のすべての請求項が査定を経て無効審判請求が成立し、かつ、行政救済に係属する場合には、やはりその実用新案技術評価の請求を受理して技術評価書の作成手続きを続行すべきで、行政救済の確定を待つ必要はない。受理された後、実用新案のすべての又は一部の請求項の取消が確定した場合、依然として実用新案技術評価書を作成すべきで、その中の取消された請求項についてはコードを付与しないが、対比説明において「当該請求項は無効審判請求により取消が確定した」との事実を明記しなければならない。

2.3 実用新案が、非専利権者による商業上の実施に係る事情があるとする主張

非専利権者による商業上の実施について、実用新案権者が警告を出し、できるだけ早く実用新案技術評価書を取得する必要がある場合、請求人は実用新案技術評価の請求の際に、事実を説明し、並びに関連する証明書類を添付することができ、専利主務官庁は 6 ヶ月以内に実用新案技術評価を完成させなければならない。当該関連する証明書類とは、例えば、専利権者の商業上に実施した非専利権者に対する書面通知、非専利権者の広告カタログ又はその他商業上の実施についての書面資料である。

また、非専利権者に実用新案の権利侵害紛争に係る事情がある場合も、実用新案技術評価を請求する際に、事実を説明し、並びに関連する証明書類を添付して、専利主務官庁へ当該技術評価を迅速に作成するよう請求することができる。当該関連する証明書類とは、例えば、実用新案権者から提出されすでに受け取った専利権侵害に係る内容証明、専利権侵害訴訟に係る訴状又は訴訟呼出状等の書類資料である。

3. 実用新案技術評価の対比

3.1 実用新案技術評価の対比事項

実用新案技術評価は、法に基づき請求項が新規性要件における刊行物にみられるもの、新規性の擬制喪失、進歩性及び先願主義の事項に符合するか否かについてのみ対比しコードを付与する。以下のとおり説明する。

(1) すでに公開又は公告された先行技術文献に基づき、請求項が新規性を有

- するか否か。(専利法第 22 条第 1 項第 1 号を準用する専利法第 120 条)
- (2) すでに公開又は公告された先行技術文献に基づき、請求項が進歩性を有するか否か。(専利法第 22 条第 2 項を準用する専利法第 120 条)
- (3) 請求項が新規性の擬制喪失の事情に該当するか否か。
(専利法第 23 条を準用する第 120 条)
- (4) 請求項が先願主義に違反するか否か、ただし本法の 2013 年 6 月 13 日発効施行後に、第 32 条第 1 項前段のすでにそれぞれ「一案両請(二重出願)」を声明しているもの、つまり同一人が同一創作について、同日にそれぞれ特許と実用新案を出願し、かつ、出願時にそれぞれ声明しているものは含まない。(専利法第 31 条第 1、2 項、第 4 項を準用する第 120 条)
- 上述した(1)～(4)の判断原則については、第二篇第 3 章「専利要件」に関する章節を参照のこと。

3.2 複数回の実用新案技術評価の請求についての処理原則

何人も必要に応じて実用新案技術評価を請求することができ、回数に制限はない。実用新案技術評価が作成、発行された後、公告により外部へ参考のために提供される。実用新案技術評価が複数回請求された場合、検索期間の違い(その他の検索されなかった公開又は公告された専利文献、又は参酌されなかった公開資料が発見された)又は専利権者による専利請求の範囲の訂正によりその検索結果又は対比の基礎が異なる場合を除き、原則的に 2 回目以降の実用新案技術評価と最初の技術評価の対比結果は一致する。

4. 実用新案技術評価の作成

4.1 実用新案の内容の理解

実用新案技術評価を作成する前に、実用新案の明細書、権利請求の範囲及び図面を完全に閲読して、当該実用新案の内容を理解確認していなければならない。当該明細書、権利請求の範囲及び図面は、公告版を基準とする。訂正が許可された後の公告版がある場合、当該公告版を基準としなければならない。

4.2 請求項ごとに範囲を確定する

実用新案技術評価は、請求項ごとに逐項対比してコードを付与する必要があるため、請求項ごとに記載された全ての技術的特徴について、請求項の範囲を確定し(第二篇第 1 章 2.5「請求項の解釈」を参照)、請求項ごとの範囲の基づき検索を進めなければならない。

4.3 検索の対象を確定する

検索の対象は、最新の公告版の専利請求の範囲の全ての請求項であり、実用新案技術評価の作成過程において、訂正が請求された場合、当該実用新案技術評価の処理については本章 5. 「実用新案技術評価を作成する際の注意事項」(1) に基づき行わなければならない。また、実用新案権が無効審判の審理により一部請求項の取消が確定した場合、先行技術の検索及び対比を行わず、取消されていない請求項についてのみ検索及び対比を行う。

4.4 検索の範囲を確定する

実用新案技術評価が対比する事項は、新規性（刊行物においてすでに見られるものに限り、すでに公開実施され、又は公衆に知られたものは含まない）、新規性の擬制喪失、進歩性（刊行物においてすでに見られるものに限り、すでに公開実施され、又は公衆に知られたものは含まない）及び先願主義であるため、検索で対比する文献の範囲には出願日前（優先権を主張する場合は優先日）にすでに公開又は公告された刊行物、同日出願の特許又は実用新案が含まれるべきである。

前述したいわゆる刊行物とは、公衆に公開された文書又は情報を記録したその他の記録媒体を指し、台湾内外の専利公報、定期刊行雑誌、研究報告、書籍、論文及びカタログ等を含み、詳しくは第二篇第 3 章 2.2.1.1 「刊行物においてすでに見られるもの」を参照。

「新規性の擬制喪失」の対比については、台湾の引用文献の検索範囲は出願日前にすでに出版され、かつ、出願日の後から実際に実用新案技術評価の作成が完成した日までにすでに公開又は公告された台湾の専利文献に限られる。

「先願主義」の対比については、台湾の引用文献の検索範囲は、出願日の前（出願日を含む）にすでに出版され、かつ、出願日の後から実際に実用新案技術評価の作成が完成した日までにすでに公告された台湾の専利文献に限られる。

4.5 対比結果のコードを付与する

前述したステップに基づき、請求項ごとに対比し「1、2、3、4、5、6」のうち一つのコードを付与する。コードの意味は以下を参照：

- コード 1：本請求項の創作は、列記された引用文献の記録を参照したところ新規性を具備しない。（専利法第 22 条第 1 項第 1 号準用の第 120 条）
- コード 2：本請求項の創作は、列記された引用文献の記録を参照したところ進歩性を具備しない。（専利法第 22 条第 2 項準用の第 120 条）
- コード 3：本請求項の創作は、先に出願され、その出願後に公開又は公告された発明又は実用新案に添付された明細書、専利請求の範囲又は図面に記

載された内容と同一である。(専利法第 22 条第 1 項第 1 号準用の第 120 条)

コード 4: 本請求項の創作は、出願日前に出願された特許又は実用新案の創作と同一である。(専利法第 31 条第 1 項、第 4 項準用の第 120 条)

コード 5: 本請求項の創作は、同日出願の特許又は実用新案の創作と同一である。(専利法第 31 条第 2 項、第 4 項準用の第 120 条、専利法第 32 条第 1 項前段のすでにそれぞれ「一案両請 (二重出願)」の声明がされたものは含まない)

コード 6: その新規性等の要件を否定するに足る先行技術文献を見つけることができない。

このほかに、明細書が明確でなく、かつ、十分に開示されていない、又は請求項の記載が不明確で有効的な検索と対比を行う際に困難を生じる、若しくは技術評価を受理した後の請求項が訂正により削除又は取消が確定した場合、コードは付与されないが、対比説明において事実及び理由を明記しなければならない。

4.6 「技術評価引用文献通知書」の郵送

専利請求の範囲の全ての請求項について対比した後、引用文献の記載に基づき、いずれかの請求項が新規性及び (又は) 進歩性等の要件を備えないと判断した際には (対比結果コード 1~5)、「技術評価引用文献通知書」をもって専利権者に前述した事項を説明する通知をしなければならない。

「技術評価引用文献通知書」には、引用文献の名称 (又は専利公開番号、公告番号) と公開 (又は公告) 日、及び請求項ごとに違反した新規性、進歩性等の要件を列記し、引用文献における対応する段落、内容又は図面を表示しなければならない。関連する引用文献は、「技術評価引用文献通知書」と併せて専利権者に送達しなければならない。

審査官は、専利権者からの応答説明又は資料提供について、先になしたある請求項の対比結果を変更することになるか否かの判断は、再度検索と対比が必要で、検索により請求項に新規性、進歩性等の要件違反があると証明するに足る新しい引用文献が見つかった場合、技術評価引用文献通知書を再度郵送しなければならない。

「技術評価引用文献通知書」とは、実用新案技術評価で行った対比結果の前置説明であり、実用新案技術評価を作成する持効性に基づくもので、当該通知書の応答説明については、延期申請及び面接適用の状況はない。

4.7 実用新案技術評価の作成及び発行

実用新案技術評価には、先行技術の資料範囲、対比結果、引用文献、及び対比説明等が含まれる。

原則的に、請求人が理解できる方法で対比結果の理由を記載する。

(1) 新規性及び進歩性等の要件の否定

- a. 対比結果コードが 1、3 の時、引用文献における請求項が新規性又は新規性の擬制喪失の要件を具備しないと認定した特定の内容、段落又は図面を記載しなければならない。
- b. 対比コードが 2 の時、引用文献における請求項が進歩性の要件を具備しないと認定した特定の内容、段落又は図面を開示した対応する特徴を記載しなければならない。
- c. 対比コードが 4、5 の時、引用文献における対応する当該実用新案と同一創作の請求項を明記しなければならない。

(2) 明細書が明確かつ十分に開示されていない又は請求項が明確でないことから新規性、進歩性等の要件を十分に対比することができない場合、審査官は明細書、専利請求の範囲及び図面の記載に基づき、出願時の通常の知識をもって、請求項に合理的な前提条件を設けることができる場合、当該前提条件に基づいて新規性、進歩性等の要件を対比できるが、対比説明において当該事実、理由及び設定した前提について説明しなければならない（例 4 を参照）。

(3) 明細書が明確かつ十分に開示されていない又は請求項が明確でないことから検索と対比を有効的に行うことが難しい場合、対比説明においてその事実及び理由を明記しなければならないが、対比結果のコードは付与しない。

審査官が請求項の新規性、進歩性等の要件を否定するに足る先行技術文献を見つけれなかった場合（対比結果コード 6）、当該技術分野における一般的な技術水準の参考文献を記載し、実用新案技術評価を直接作成し発行しなければならない。

審査官は「技術評価引用文献通知書」で専利権者に通知し、専利権者の回答説明又は提供資料を検討した後、新たに検索及び対比をする必要がない場合、当該通知書が示す引用文献に基づき実用新案技術評価を作成し発行することができる。

専利権者が期限を過ぎても「技術評価引用文献通知書」に回答しない場合、実用新案技術評価作成の時効に基づき、通知書の内容に基づき直接実用新案技術評価を作成し発行することができる。

5. 実用新案技術評価作成の際の注意事項

- (1) 実用新案技術評価を作成する際に、まず、訂正があるか否か、又は無効審判案件が専利主務官庁に係属するか否かを調べなければならない。訂正がある場合、以下の原則に基づき処理する。
 - a. 無効審判案件に係属しない場合、原則的に訂正の結果を待って実用新案技術評価を作成する。
 - b. 無効審判案件に係属する場合、当該訂正は法により無効審判案件と合併審理及び合併審決されることから、原則的に無効審判案件及びその合併した訂正が審決されてから、訂正結果に基づき実用新案技術評価を作成する。ただし、請求人が専利権者で、非専利権者による商業上の実施を主張する、又は請求人が非専利権者で、専利権侵害紛争に係ると主張する、又は無効審判請求案件が複雑である等の事情がある場合、訂正前の請求項に基づき対比を行い、実用新案技術評価を作成することができる。
 - c. 前述した訂正案件又は訂正請求が、審査を経て訂正が許可された場合、実用新案技術評価を作成する際に、「備考」欄に当該技術評価で行った対比に基づく訂正版の公告日を明記しなければならない。例:「本実用新案技術評価は○年○月○日公告の訂正版に基づき対比したものである」。
- (2) 実用新案技術評価の発行前において、審査官の参酌のために何人から(請求人も含む)自発的に提供された新規性、進歩性等の対比に関する書面資料について、これらの資料がある請求項の対比結果に影響した場合、技術評価の引用文献として列記しなければならない。反対に、対比参照の根拠とすることができない場合、審査官はそれを一般の技術水準の参考文献として考慮することができる。また、当該実用新案が本法の2013年6月13日付で発効施行した第32条第1項前段のそれぞれ声明する「一案両請(二重出願)」の状況に該当し、かつ、同一人による同日出願の特許出願ですでに第三者意見で提供された引用文献がある場合、審査官はこれも参酌すべきである。
- (3) 検索により同一人による同一創作の同日出願の特許出願があることを発見し、当該特許出願が先に実体審査によりすでに新規性、進歩性、新規性の擬制喪失又は先願主義に違反する等の拒絶理由が見ついている場合、原則的に当該拒絶査定 of 証拠となる先行技術文献を参酌しなければならない。
- (4) 実用新案が本法2013年6月13日付で発効施行した第32条第1項前段のそれぞれ声明する「一案両請(二重出願)」の状況に該当する場合、当

該技術評価の「備考」欄に注釈説明を加えなければならない。例：「本件実用新案と第〇〇〇号特許出願は、専利法第 32 条第 1 項前段の『一案両請（二重出願）』の適用がある」。審査官は依然としてその他の先行技術文献を検索して新規性、進歩性等の要件の対比を行い、コードを付与しなければならず、請求項の新規性、進歩性等の要件を否定するに足るその他の先行技術文献を見つけることができなかつた場合、対比結果コード「6」を付与すべきである。

- (5) 最初の対比結果コードが 1～5 の請求項について、その後続する出願の実用新案技術評価（例：e02）においても対比結果コードが 1～5 の場合、依然として「技術評価引用文献通知書」を再度郵送し専利権者に説明を提出するよう通知しなければならない。
- (6) 実用新案技術評価の請求人が専利権者ではない場合、実用新案技術評価は、請求人に送達するだけでなく、専利権者にも写しを送達しなければならない。
- (7) 実用新案技術評価を請求してから作成されるまでに、専利権の譲渡がなされた場合、実用新案技術評価は、請求人に送達するだけでなく、譲受人にも写しを送達しなければならない。
- (8) 関連する先行技術文献を見つけることができず対比結果コード 6 が付与された請求項については、一般的な技術水準を示す参考文献を記載しなければならないが、対比結果コード 1～5 が付与された請求項については、記載する必要はない。

6. 実用新案技術評価の記載例

審査官は検索後、請求項ごとに対比し、「先行技術資料の範囲」及び「対比結果」を詳細に記載する。特別に注釈事項が必要な場合は「備考」欄に記載し、実用新案技術評価を完成させる。その完成書式例は以下のとおり。

実用新案技術評価

- 1. 出願番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇e〇〇
- 2. 実用新案証書番号：M〇〇〇〇〇〇
 - a. 実用新案の名称：〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - b. 出願日：〇年〇月〇日
 - c. 優先日：〇年〇月〇日
 - d. 実用新案権者：

名称：〇〇〇股份有限公司

住所：〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇路〇〇〇号

代理人：〇〇〇（身分の種類）

e. 国際専利分類：

G03B 17/04 (2006.01) 03B 5/02 (2006.01)

3. 技術評価請求日：〇年〇月〇日

4. 技術評価請求人：〇〇〇氏/会社

代理人：〇〇〇（身分の種類）

5. 完成日：〇年〇月〇日

6. 審査官氏名：〇〇〇委員

7. 先行技術資料の範囲：

a. 国内外の専利文献

国際専利分類：G03B 17/04、H05K7/00～7/20

b. 非専利文献：

8. 対比結果：

引用文献一覧表：

請求項

対比結果コード：

引用文献：

対比説明：

例1. 新規性を有しない

〔実用新案名称〕

かつさマッサージ棒

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

柱面を有する柱体と、前記柱体の柱面につながる連結端と工作端を有するロッドと、前記ロッドの工作端に設置された細長い形状のマッサージ箇所を含むかつさマッサージ棒。

〔説明〕

検索並びに対比の結果、文献 1 はすでに請求項 1 の全ての技術的特徴を開示しており、請求項 1 は新規性を有しないと認定する。実用新案技術評価の対比結果及び説明を以下に例示する。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 CN202400○○○U

請求項 1

対比結果コード：1

引用文献：1

対比説明：

文献 1 の明細書第○○頁第○○段及び図 2 で、取っ手付きで柱面を有する横棒と、前記横棒とつながる小円錐台と工作端と、前記縦棒の工作端に設置された細長い形状のマッサージ部を含む T 型マッサージ棒が掲示されている。

文献 1 に記載されている「横棒」は、請求項 1 の「柱体」に相当し、文献 1 に記載されている「縦棒」は請求項「ロッド」に相当する。

文献 1 はすでに開示されている本請求項と同一の創作である。

例 2. 進歩性を有しない（一）

〔実用新案名称〕

薬箱のアラーム装置

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

多数の収納エリアを有する収納ユニットと、収納ユニットと連結した探知ユニットと、収納ユニットと結合し探知ユニットと連結して、そのうち各収納エリアは光を通すことができる材質で、且つ各収納エリアの底部は凹弧面を有し、各収納エリアは四角形、矩形、円柱形、又は多角形にすることができる、薬箱のアラーム装置。

〔説明〕

検索並びに対比の結果、文献 1 及び文献 2 の結合は請求項 1 が進歩性を有しないことを証明できると認定する。実用新案技術報告の対比結果及び説明を以下に例示する。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 TW20043○○○○A

2. ○年○月○日 JP2002-21○○○○A

請求項 1：

対比結果コード：2

引用文献：1 及び 2

対比説明：

文献1の明細書第〇〇頁第〇〇段及び図1は、複数の収納ユニットを有するケースと、収納ユニットと結合したセンサーと、収納ユニットと結合し且つセンサーと連結したマスター制御ユニットを含む薬飲み忘れ防止アラーム付き薬箱を開示している。

文献1で開示している「ケース」は、請求項1の「収納ユニット」に相当し、文献1で開示している「センサー」は請求項1の「探知ユニット」に相当し、文献1で開示している「マスター制御ユニット」は請求項1の「アラームユニット」に相当する。文献1と請求項1の差異は、請求項1が別途有する「そのうち各配置エリアは光を通すことができる材質で、且つ各配置エリアの底部は凹弧面を有し、また各配置エリアは四角形、矩形、円柱形、又は多角形にできる」という技術的特徴にある。

文献2の図1及び図2ですでに開示されている薬箱は円柱形且つ底部に凹面を有し、また明細書第6頁段落〔0043〕第6行で「薬箱本体は半透明のプラスチック材料設計」がすでに開示されている。

本請求項の技術内容は、その創作の属する技術分野における通常の知識を有する者が文献1及び2の技術内容に基づいて容易に完成することができるものである。

例3. 進歩性を有しない(二)(公告された訂正版あり)

〔実用新案名称〕

ガラス眩光防止板

〔権利請求の範囲〕

【請求項1】

第1面及び前記第1面に相對する第2面が前記第1面上に形成された眩光防止構造を含むガラス板と、前記第2面上に設置され、且つセラミックオイルインク層が前記第2面の中央を覆っていないセラミックオイルインク層を含むガラス眩光防止板。

【請求項2】

前記該眩光防止構造層と前記ガラス板が一体につながり、且つ前記眩光防止構造に複数の凹溝部を含む請求項1に記載のガラス眩光防止板。

〔説明〕

検索並びに対比の結果、文献1は請求項1が進歩性を有しないことを証明することができ、文献1及び文献2の結合は請求項2が進歩性を有しないことを証明することができる。実用新案技術報告の対比結果及び説明を以下に例示する。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 TW534○○○
2. ○年○月○日 CN2064○○○○U

【請求項 1】

対比結果コード：2

引用文献：1

対比説明：

文献 1 の請求項 1、明細書第○○頁第○○段、図 1、2 に、第 1 面及び前記第 1 面に相對する第 2 面を含み、前記第 1 面上に眩光防止ブルーライト層（本案の眩光防止構造層に相当）を形成したガラス板と、前期第 2 面上に設置され且つ前記カバーインク層が前記第 2 面のウインドエリア（本案の中央エリアに相当）を覆っていないカバーインク層とを含むガラス眩光防止板が記載されている。

文献 1 はオイルインク層がセラミックオイルインク層であると掲示していないが、オイルインク層の材質でセラミックインク層を選択することは、当該実用新案の属する技術分野における通常の知識を有する者にとって通常の知識である。

本請求項の技術内容は、当該創作の属する技術分野における通常の知識を有する者が文献 1 及び通常の知識の技術内容に基づいて容易に完成することができる。

【請求項 2】

対比結果コード：2

引用文献：1 及び 2

対比説明：

文献 1 に記載の創作の認定については、請求項 1 の対比説明と同様である。

文献 2 の明細書第○○頁第○○段及び図 12 に、眩光防止構造層と前記ガラス板が一体につながり、且つ前記眩光防止構造層は複数の凹溝部を含むガラス眩光防止板が記載されている。

本請求項の技術内容は、当該創作の属する技術分野における通常の知識を有する者が文献 1 及び 2 の技術内容に基づいて容易に完成できるものである。

9、備考：

本実用新案技術評価は○年○月○日に公告した訂正版に基づき対比を行った。

例 4. 請求項の記載が不明確なことから新規性、進歩性等の要件の対比が完全には行えない場合（明細書又は図面を参照して技術報告作成の前提を設定する必要がある場合）

〔実用新案名称〕

椅子

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

図 1 で示すような座り心地の良い椅子。

【請求項 2】

クッションにシリコン材質を使用した請求項 1 に記載の椅子。

〔説明〕

明細書及び図面の内容に基づき前提を設定して検索を行い、検索並びに対比の結果、文献 1 はすでに請求項 1 の全ての技術的特徴を開示しており、請求項 1 は新規性を備えない。また、請求項 2 は文献 1 の単なる変更であることから進歩性を備えない。実用新案技術評価の対比結果及び説明例は以下のとおり。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 TW20041○○○○A

【請求項 1】

対比結果コード：1

引用文献：1

対比説明：

請求項 1 「図 1 で示すような座り心地の良い」の記載について、図 1 のどの事項も文章の意味が不明であり、故に請求項 1 の記載は不明確である。したがって、新規性、進歩性等の要件の対比を完全には行えないことから、「図 1 で示すような座り心地の良い」この用語は明細書と図面の記載を参酌し、明細書第 6 頁第 13 行で示す「背もたれ部分が背中の凹部に設けられる」の意味を前提として対比を進める。

文献 1 の明細書第 5 頁と図 2 は「背もたれ部分が背中の凹部に設けられ前

後に揺れる椅子」の技術内容をすでに開示していることから、文献 1 において「背もたれ部分が背中への凹部に設けられる」をすでに開示している。

文献 1 は本請求項と同一の技術内容をすでに開示している。

【請求項 2】

対比結果コード：2

引用文献：1

対比説明：

文献 1 に記載されている創作の認定については、請求項 1 の対比説明と同様である。

文献 1 はそのクッションに用いられた材質は泡綿（プラスチック成分を発泡させた材料）であるとすでに開示しており、請求項 2 はただ選択された材料が異なるだけである。

本請求項の技術内容は文献 1 の単なる変更である。

例 5. 専利法第 32 条第 1 項前段「二重出願」に符合する場合

〔実用新案名称〕

竹繊維を含有する押出しストロー。

〔権利請求の範囲〕

【請求項 1】

基材と少なくとも 1 つの充填剤及び少なくとも 1 つの強化剤を含み、そのうち前記基材はポリ乳酸（PLA）を含有し、前記充填剤は竹繊維を使用し、前記基材と前記充填剤及び前記強化剤を相互に融合して機械で押出形成することで、長い構造と空洞状のストローを構成する竹繊維を含む押出しストロー。

前記ストローは少なくとも 1 つの分散剤を含有し、前記分散剤は蜜蝋、サトウキビ蝋、パーム蝋又はその任意の組み合わせである請求項 1 に記載の押出しストロー。

〔説明〕

検索並びに対比の結果、文献 1 は請求項 1 が進歩性を備えないと証明できると認定する。請求項 2 については、その新規性、進歩性等の要件の先行技術文献を否定するに足る発見はなかった。また、検索により本実用新案と特許第 107〇〇〇〇〇号出願は専利法第 32 条第 1 項前段の「二重出願」の事情があることが分かった。実用新案技術評価の対比結果及び説明例は以下のとおり。

対比結果：

引用文献一覧表：

1. ○年○月○日 TWM56○○○○
2. ○年○月○日 CN1025○○○○○○A

【請求項 1】

対比結果コード：2

引用文献：1

対比説明：

文献 1 には、植物繊維の粉体、及び前記植物繊維の粉体と相互に融合して押し出し成型されて管本体を構成する少なくとも 1 つの混合体を含み、前記混合体はポリ乳酸（PLA）及びポリブチネンサクシネート（PBS）を組み合わせた混合体からなる押し出し成形のエコストローが開示されている。

文献 1 の明細書第○○頁第○○段には、前記植物繊維の粉体はサトウキビ繊維、ヤシ繊維、稲わら、トウモロコシわら、又は木粉等の材料であると開示されている。

文献 1 で開示しているストローと請求項 1 のストローの差異は、請求項 1 は竹繊維を充填剤としているところにだけある。しかしながら、文献 1 は植物繊維の粉体は上述の各種植物材料とすることができると開示しており、請求項 1 は竹繊維を充填剤として使用しているが、該実用新案の技術分野における通常の知識を有する者にとっては、異なる植物繊維の粉体材料で代替することも容易である。

本請求の技術内容は文献 1 の単なる変更である。

【請求項 2】

対比結果コード：6

引用文献：1、2（一般的な技術水準の参考文献）

9、備考：

本実用新案と特許第 107○○○○○号出願は専利法第 32 条第 1 項前段の「二重出願」が適用される。